

者

四、高等学校高等科第二学年以上又ハ修業年限三年ノ大学予科第二学年以上ニ入学シタル者

五、前各号ノ外中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ且文部大臣ノ指定ヲ受ケタル学校ニ入学シタル者

第二条第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号乃至第八号ヲ削ル

四、前各号ノ外文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上ト指定シタル学校

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

790 高等試験令に関する文部省令の改正

〔『法学新報』第34巻3（386）号 大正13年3月6日〕

○高等試験令ニ関スル文部省令ノ改正（大正十三年二月二日文部省令第四号）

大正七年文部省令第三号中左ノ通改正ス

第一条第三号乃至第五号ヲ左ノ如ク改メ第六号ヲ削ル

三、専門学校入学者検定規定に依リ特定ノ専門学校ノ入学ニ

関シ中学校ノ卒業者ト同等以上学力ヲ有スルモノト指定セラレタル者ニシテ普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ若ハ成績優秀ナルノ故ヲ以テ無試験検定ニ依リ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル大学予科又ハ専門学校ニ入学シタル